

アカデミー講座の公開について ～「三島町の歴史」～

生活工芸アカデミーのカリキュラムの中で、町外から来られたアカデミー生が、三島町の歴史を学ぶための講座があります。

このたび、この講座を町民の皆さまにも公開いたします。

縄文時代から近現代まで、長い時間の中で育まれてきた町の歩みを、山びこ所長がわかりやすく解説します。

地域を深く知りたい方、郷土の魅力を再発見したい方におすすめの内容ですので、この機会に町民の皆様もぜひご参加ください。

日程	5月9日(土)
時間	10:00～12:00
講師	交流センター山びこ所長 川合 正裕
会場	交流センター山びこ
受講料	無料
申込	資料準備の都合により前日までにご予約ください。 申し込み・問合せ 三島町生活工芸館 ☎48(5502)

鳥獣専門員からのお知らせ

冬眠明けのクマにご注意ください！

4月はクマが冬眠から目覚める季節です。昨年は4月17日に道路を横断するクマが目撃されており、今年も4月中旬以降の出没が予想されます。

この季節のクマは冬眠明けでお腹を空かせており、エサを求めて活動的になっています。

三島町では昨年から人が活動する時間や場所でのクマの出没が増えているため、今まで出没していなかった場所（人家の玄関先など）にも出没する可能性があります。

クマとの突然の遭遇は、命に関わる事故につながる恐れがありますので、次の点に注意してクマとの遭遇を未然に防いでください。

1 クマのエサになる物の管理
<ul style="list-style-type: none">生ごみは決められた場所、時間に捨てる（生ゴミの匂いにクマが引き寄せられる可能性がある）。エサになりそうな農作物や、米ぬか・機械油などの強い匂いのする物は、扉、シャッターのある倉庫などに保管し、可能な限り施錠する。屋外で犬などを飼っている場合には、エサのあげ方、エサの保管方法に注意する（ペットが食べ残したエサをそのままにしない、など）。
2 クマの接近を見逃さない
<ul style="list-style-type: none">家の近くにクマが出没したことがわかったら、自分の家にクマをおびき寄せる原因がないか確認する。原因がわかったら早急に対策をする。自宅近くにクマが来ている痕跡（足跡やフンなど）がないか、敷地内の異常の有無をこまめに確認する。 <p>※痕跡の判別に迷ったら鳥獣対策専門員にご相談ください。</p>
3 クマと遭遇してしまったら
<ul style="list-style-type: none">慌てず、騒がず、ゆっくりとクマとの距離をとってください。 立木などの障害物があれば、身を隠しながら離れることで、クマの突進を防ぐことができます。万が一クマが向かってきたら、うつ伏せになって両腕で顔や頭、首をガードし、急所を守ってください。

サルの被害が増えています

畑の雪が溶けてから、住宅地でのサルの出没が増えています。

主に畑に残ったダイコンを食べに来ているのですが、**倉庫の中にサルが侵入し、ジャガイモやカボチャを持ち去ったという被害も発生しています。**

サルはとても目が良いので、建物の中にある食べ物も見つけてしまいます。人が見てわかる物ならサルには間違いなく見えているので、**野菜や果物は建物の外から見えないように保管してください。**

また、昨年は植えたばかりの種イモやタマネギの苗をサルに引き抜かれる被害が発生していますので、植えたばかりの農作物にはネットを被せるなどの対策をお願いします。

※サルは食べられる物が確認するために、育っていない農作物や、今まで手を出さなかった種類の農作物も引き抜いたりかじったりする場合があります。

令和8年度福島県狩猟免許試験について

福島県では「狩猟免許」を取得しようとする方に対して、令和8年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。


1 試験の期日・会場

回数	試験期日	試験会場	免許の種類
第1回	8月8日(土)	アピオスペース (会津若松市インター西90)	網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟
第2回	9月5日(土)	富岡文化交流センター学びの森 (双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1)	網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟
第3回	10月4日(日)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟

2 受験申し込みの受付期間

回数	受付期間
第1回	6月8日(月)から7月10日(金)まで
第2回	7月6日(月)から8月7日(金)まで
第3回	8月3日(月)から9月4日(金)まで

3 お問い合わせ先

- 受験資格や申し込みに必要な書類等については、福島県自然保護課のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>) をご確認くださいか、 役場産業建設課までお問い合わせください。
- 受験申し込み先は、会津地方振興局県民生活課（会津若松市追手町7-5）☎0242(29)5295 となります。

4 狩猟免許取得にかかる費用の補助について

町では、野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、人的被害、農林水産物等への被害防止を図るため、以下により狩猟免許取得等に係る費用を補助します。

この機会に狩猟免許を取得してみませんか。

補助額	費用の3分の2以内かつ上限15万円 ※狩猟免許、猟銃等所持許可、猟銃等購入、狩猟登録に係る経費等が対象となります。
補助対象者	①町内に住所を有しかつ居住する者 ②三島町猟友会に所属し、町が委嘱する鳥獣被害対策実施隊員として5年以上従事することを確約した者
募集期間	随時受付 ※免許等を取得予定の方は、事前にご相談ください。
その他	◇補助の対象となる経費についての詳細は、お問い合わせください。 また、狩猟免許取得等を考えている方は、ご相談ください。 ◇免許等の更新者への補助については、対象の方へ別途案内します。 ◇野生鳥獣の捕獲には、 わな免許等の取得に加え、原則として県や町の許可または狩猟者登録等が必要となりますのでご注意ください。 これに反して野生鳥獣を捕獲した場合は、法律により処罰されることがあります。

有害鳥獣防護柵等設置事業 補助金募集について

三島町では、有害鳥獣による農作物被害防止のため、**有害鳥獣防護柵（電気柵等）の購入及び設置に係る費用を補助します。**

これからの時期は、農作物を作付けする時期となりますので、被害を防止する対策としてご検討されている場合は、産業建設課に一度ご相談ください。

補助対象者	①町内に住所を有する者 ②町内の地区または中山間地域等直接支払の集落協定等 ③有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等
補助額	①個人:対象経費の2分の1以内かつ上限10万円 ②対象農地がおおむね1ha以上または総延長距離500m以上の個人、法人、任意団体等:対象経費の10分の8以内 ③地区または中山間地域等の集落協定等:対象経費の10分の10 ※②、③について、上限は定めませんが予算の範囲内の額となります。
募集期間	随時受付 ※購入を予定されている場合は、実施の規模やおおよその予算額が決まり次第、まずは町にご相談ください。 ※令和8年度予算に限りがありますので、早めの申込をお願いします。
留意点	◇補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。 ◇有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等 ^{を設立する場合は、規約や名簿を作成いただくこととなります。} ◇設置に関する人件費や電池代は補助の対象外とします。 ◇補助金を活用し購入した資材については、 3年間使用いただくこととなります。 なお、 補助金導入時から3年以上設置がされない場合は補助金の返還対象 となりますのでご注意ください。
設置後の注意事項	①クマやイノシシの被害防除として電気柵を設置した場合は、 適切な草刈りと電圧の確認 を行ってください。草が柵線に触れると電気柵の効果がなくなり、ほ場への侵入により被害発生かつ他のほ場の被害拡大にもつながります。 電気柵は、設置時よりもその後の維持管理に多大な労力が必要となるため、 継続した管理が可能か事前にご検討ください。 ②サルの被害防除として電気柵又はネット柵を設置した場合は、 近くに木や建物等があるとそこからジャンプしほ場へ侵入してしまいます。 そのため、 サルが侵入し難い状況にすることが被害防止につながります。

☎産業建設課 ☎ (48)5566

軽自動車税減免申請について

町では、身体等に障がいのある方のための軽自動車税について、一定の要件に該当する場合、申請を受け付けた上で、軽自動車税の減免を実施しています。

なお、昨年度減免を受けた方も、**4月24日(金)までに申請**していただく必要があります。

	申請の条件	申請に必要なもの
対象車両	1 身体等に障がいがあり歩行が困難である方の軽自動車（1人につき1台）	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳
	2 身体に障がいがある方のための移動入浴車、専ら身体に障がいのある方の利用に供するため特別に製造または構造変更を加えた車両、公益のため直接専用するものと町長が認める軽自動車	車検証

☎町民課町民係 ☎ (48)5555

令和8年度有害鳥獣被害防止のための 放任果樹伐採の『追加要望調査』について

人家付近の放任果樹（カキ・クリ等）を伐採し、ツキノワグマやニホンザル等の誘引を防ぐため、伐採の要望調査を実施します。伐採対象としては、現地確認を実施し、人家からの距離や出没、被害の有無等を調査した上で伐採の可否を判断し対応します。

令和7年は全国各地においてツキノワグマが出没し人身被害が発生しました。県内、特に会津地域でも出没や人身被害が過去最高を記録し、町内でも人家付近での目撃件数が令和5年の3倍を記録した年となりました。

今後もツキノワグマ等の有害鳥獣が人家付近の果樹に出没することが懸念されるため、地域住民の皆様の『安全確保』と『人身被害ゼロ』を目的とした放任果樹伐採の追加要望を行いますので、伐採を希望される方は要望書を提出してください。要望書提出後は、担当者による樹木を調査及び確認後に伐採箇所を決定します。

なお、**要望書を提出された場合でも必ず伐採対象となるわけではありません**ので、あらかじめご承知おきください。

実施年度	令和8年度 (実施時期等の詳細については、決まり次第別途お知らせします)
事業主体	三島町(又は三島町鳥獣被害防止対策協議会)
事業内容	人家付近の放任果樹（カキ・クリ・クワ等）の伐採
伐採条件	(1) 以下の果樹は『対象外』となります。 ・山林の中にある果樹 ・実のならない果樹（例：実がつかない古木等） (2) 伐採した木は、その場で玉切り（1m程度）し集積しますが、他の場所への運搬は行いません。 (3) 伐採地の地形条件等により伐採できない場所があります。 (4) 要望（伐採本数）及び予算の範囲内で周辺への影響を考慮し、優先順位をつけて実施します。 (5) 全体の要望量により伐採できない場合があります。
申込期限	5月8日(金) ①要望書様式は、役場窓口及び産業建設課でお渡しします。 ②とりまとめや代理での提出も可能ですが、所有者の同意が必要となりますのでご注意ください。

☎産業建設課 ☎ (48)5566

令和8年度の「みしまテレビ」について

町内向けの情報発信媒体として長らく皆様にご利用いただいております「みしまテレビ」のサービス内容が以下のとおり変更となります。

町内外に町の魅力を発信するための変更となりますのでご理解のほど、よろしくお願いたします。

再放送サービス	ご家庭のテレビアンテナで地上波放送がうまく受信できない家庭にネット回線を利用し、NHKや各種民放局の地上波放送を再送するサービスです。 当該サービスについては、これまでどおりご視聴いただけます。	
自主放送サービス	議会放送	年4回の議会については、これまでとおり放送予定です。
	自主製作番組	過去の資料映像や、今までみしまテレビで放送した町内行事等の映像については今後も放送予定です。 令和8年度行事はテレビではなく、町広報誌やSNSでお知らせします。

三島町公式インスタグラム



☎地域政策課 ☎ (48)5533